

学研災・付帯賠償保険料の契約内容変更について

学生教育研究災害傷害保険（通称：学研災）、学研災付帯賠償責任保険（通称：付帯賠償）について、2年以上の期間をまとめて加入した方は、次の場合、保険料を未経過年度に応じて一部※1返還します。

※1：保険料の月割・日割は不可のため、年度途中の当該年度の保険料返還は不可

- ①昼間部から夜間部へ変更の場合
- ②退学した場合（除籍、死亡を含みます。）
- ③保険期間中に通算して1年以上休学した場合※2

※2：休学期間の終了後、休学期間が確定してからその期間に応じて保険料を返還します。

①～③に該当する場合は、お問い合わせフォームにて、①・③は変更や休学期間終了後に、②は事前にお問い合わせください。学生ご本人からお問い合わせがない場合に、大学から自動で返還手続きを行うことはありません※3。

※3：死亡・行方不明による除籍の場合は、大学から保護者の方宛に返還手続きをご案内します。

下記の協会 HP の各サイトに掲載されている学研災・付帯賠償の「加入者のしおり」にも内容を掲載していますのでご確認ください。

公益財団法人日本国際教育支援協会 HP

学研災サイト <https://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

付帯賠償サイト <https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho.htm>

なお、保険料の一部返還時は、原則、大学に登録済みの授業料引落口座を返還先口座として返還します※4。保険料返還にかかる振込手数料は被保険者負担となります。

※4：死亡・行方不明による除籍の場合は、所定の「学研災等保険料返還先口座申請書」に返還先口座情報を記載してご提出いただきます。

○お問い合わせ先

国立大学法人北海道国立大学機構 小樽商科大学学生支援課学生支援係

お問い合わせフォーム；<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

【契約内容変更を希望する場合はお問い合わせフォームのメッセージ部に下記必要事項を入力し、送信してください】

- ・返還種類：①昼間部から夜間部へ変更のための返還、②退学予定による返還、
③保険期間中に通算して1年以上休学したことによる返還
- ・①の場合 昼間部から夜間部への変更日： 年 月 1 日
- ・②の場合 退学予定日： 年 月 末日
- ・③の場合 休学期間： 年 月 1 日～ 年 月 末日